

議案第17号

山都町デマンド型乗合タクシー条例の一部を改正する条例の制定について

山都町デマンド型乗合タクシー条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年3月6日提出

山都町長 坂本 靖也

(提案理由)

デマンド型乗合タクシーの運賃等を改定するにあたり、山都町デマンド型乗合タクシー条例の一部を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町デマンド型乗合タクシー条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町デマンド型乗合タクシー条例の一部を改正する条例

山都町デマンド型乗合タクシー条例（令和6年山都町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第9条に次の1号を加える。

（5） 前各号に該当する者と同乗する介護者（1人に限る。）

別表中「1,000円」を「500円」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

山都町デマンド型乗合タクシー条例(令和6年条例第8号)新旧対照表

現行	改正後（案）																												
<p>(運賃の減額)</p> <p>第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当する利用者に対して、その者が利用する際の5割に相当する運賃を減額することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>別表(第4条、第8条関係)</p> <table border="1" data-bbox="163 639 1095 1070"> <thead> <tr> <th>運行区域</th> <th>路線</th> <th>運賃</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">山都町の全域及び阿蘇郡高森町大字高森の一部</td> <td>矢部区域⇔矢部区域</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>清和区域⇔矢部区域</td> <td><u>1,000円</u></td> </tr> <tr> <td>清和区域⇔清和区域</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>清和区域⇔蘇陽区域</td> <td><u>1,000円</u></td> </tr> <tr> <td>蘇陽区域(阿蘇郡高森町大字高森の一部を含む)⇔蘇陽区域(阿蘇郡高森町大字高森の一部を含む)</td> <td>500円</td> </tr> </tbody> </table>	運行区域	路線	運賃	山都町の全域及び阿蘇郡高森町大字高森の一部	矢部区域⇔矢部区域	500円	清和区域⇔矢部区域	<u>1,000円</u>	清和区域⇔清和区域	500円	清和区域⇔蘇陽区域	<u>1,000円</u>	蘇陽区域(阿蘇郡高森町大字高森の一部を含む)⇔蘇陽区域(阿蘇郡高森町大字高森の一部を含む)	500円	<p>(運賃の減額)</p> <p>第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当する利用者に対して、その者が利用する際の5割に相当する運賃を減額することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 前各号に該当する者と同乗する介護者(1人に限る。)</u></p> <p>別表(第4条、第8条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1124 639 2056 1070"> <thead> <tr> <th>運行区域</th> <th>路線</th> <th>運賃</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">山都町の全域及び阿蘇郡高森町大字高森の一部</td> <td>矢部区域⇔矢部区域</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>清和区域⇔矢部区域</td> <td><u>500円</u></td> </tr> <tr> <td>清和区域⇔清和区域</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>清和区域⇔蘇陽区域</td> <td><u>500円</u></td> </tr> <tr> <td>蘇陽区域(阿蘇郡高森町大字高森の一部を含む)⇔蘇陽区域(阿蘇郡高森町大字高森の一部を含む)</td> <td>500円</td> </tr> </tbody> </table>	運行区域	路線	運賃	山都町の全域及び阿蘇郡高森町大字高森の一部	矢部区域⇔矢部区域	500円	清和区域⇔矢部区域	<u>500円</u>	清和区域⇔清和区域	500円	清和区域⇔蘇陽区域	<u>500円</u>	蘇陽区域(阿蘇郡高森町大字高森の一部を含む)⇔蘇陽区域(阿蘇郡高森町大字高森の一部を含む)	500円
運行区域	路線	運賃																											
山都町の全域及び阿蘇郡高森町大字高森の一部	矢部区域⇔矢部区域	500円																											
	清和区域⇔矢部区域	<u>1,000円</u>																											
	清和区域⇔清和区域	500円																											
	清和区域⇔蘇陽区域	<u>1,000円</u>																											
	蘇陽区域(阿蘇郡高森町大字高森の一部を含む)⇔蘇陽区域(阿蘇郡高森町大字高森の一部を含む)	500円																											
運行区域	路線	運賃																											
山都町の全域及び阿蘇郡高森町大字高森の一部	矢部区域⇔矢部区域	500円																											
	清和区域⇔矢部区域	<u>500円</u>																											
	清和区域⇔清和区域	500円																											
	清和区域⇔蘇陽区域	<u>500円</u>																											
	蘇陽区域(阿蘇郡高森町大字高森の一部を含む)⇔蘇陽区域(阿蘇郡高森町大字高森の一部を含む)	500円																											